

## 大分日本ポルトガル協会会則

### (名称)

第1条 本会は、大分日本ポルトガル協会(略称 大分日ポ協会)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、日本、ポルトガル両国の親善に寄与し、文化及び経済の交流を促進することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ポルトガルに対する理解の普及、高揚
- (2) 大分とポルトガルの各種親善事業の計画、立案及び実施
- (3) 関係諸団体との連絡調整
- (4) その他目的達成に必要な事業

### (組織)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

### (役員)

第5条 本会に、会長1名、副会長若干名、監事2名を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、総会において決定する。

### (任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

### (職務)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、会計事務について監査する。

### (顧問)

第8条 本会に名誉顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問及び顧問は、会長が総会の承認を得て委嘱する。

### (総会)

第9条 総会は年1回会長が招集し、これを主宰する。ただし、会長が必要と認める場合、臨時にこれを招集することができる。

- 2 総会は、会長が議事を進行する。
- 3 総会の議決は、会長を除く出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金、その他の収入を以て充てる。

2 会費は、会員一人につき年3,000円とする。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため大分市企画部国際課内に事務局を置く。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成2年8月23日から施行する。(日ポ協会再建総会)

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。(事務局が秘書課から文化国際課へ)

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。(事務局が文化国際課から国際課へ)

附 則

この会則は、令和2年4月15日から施行する。(総会の議決方法の追加)